

平成17年6月6日

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の  
促進に関する関係省庁連絡会議申合せ

地方税法附則第11条第25項及び第15条第51項の規定に基づく  
不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の特例措置について

今般、地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）の施行に伴い、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第2条第5項に規定する選定事業者が同法第10条第1項に規定する事業計画又は協定に従って実施する同法第2条第4項に規定する選定事業で政令で定めるもの（法律の規定により同条第3項第1号又は第2号に掲げる者がその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限る。）により同条第1項に規定する公共施設等の用に供する家屋で政令で定めるもの（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第11条第26項及び第27項の規定の適用を受けるものを除く。）を取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除するという特例措置が認められた。

また、PFI法第2条第5項に規定する選定事業者が同法第10条第1項に規定する事業計画又は協定に従って実施する同法第2条第4項に規定する選定事業で政令で定めるもの（法律の規定により同条第3項第1号又は第2号に掲げる者がその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限る。）により平成17年4月1日から平成22年3月31日までの間に取得した同条第1項に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの（地方税法附則第15条第48項及び第49項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、地方税法第349条、第349条の2又は第702条第1項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の2分の1の額とするという特例措置が認められた。

これらの特例措置の適用を受ける場合には、地方税法附則第11条第25項及び第15条第51項の規定に基づき、「法律の規定によりPFI法第2条第3項第1号又は第2号に掲げる者がその事務又は事業として実施するものであること」を当該者が証明することが必要である。

関係省庁においては、PFI法第2条第3項第1号に掲げる公共施設等の管理者等として、上記証明を行うまでの間、別紙のとおり処理し、PFI事業を円滑に実施することに努めることとする。

税制特例措置に係る公共施設等の管理者等の取扱いについて

- (1) 公共施設等の管理者等(以下「管理者等」という。)は、実施しようとするPFI事業が「法律の規定により、その事務又は事業として実施するもの」に該当し得る旨、必要に応じて当該事業が実施される都道府県・市町村の税務当局に確認のうえ、実施方針において明らかにするものとする。

これに併せて、管理者等は、当該事業が地方税法施行令(昭和25年政令第245号)附則第7条第24項及び第11条第69項に掲げる要件に該当し、かつ、当該事業の対象となる施設等が地方税法施行令附則第7条第25項各号及び第11条第70項各号に掲げるもの以外のものであることについて、必要に応じて当該事業が実施される都道府県・市町村の税務当局に確認のうえ、実施方針において、税制上の措置として、地方税法附則第11条第25項及び第15条第51項の規定に基づく不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の特例措置の適用対象となり得る旨を公表するものとする。

なお、当該税制特例措置の実際の適用の有無に係るリスク分担の在り方については、あらかじめ検討し、できる限り実施方針に添付するリスク分担表において公表することが望ましい。

- (2) (1)の前提として、管理者等は、実施方針作成の段階までに、税制特例措置の適用対象となり得るかどうかが、相当程度の蓋然性をもって判断できるよう、事業内容の精査を図っておくことが望ましい。税制特例措置の適用関係の精査が不十分である場合、税制特例措置についての不確かな記載は見合わせるものとする。

- (3) 特定事業の評価・選定に当たって、管理者等は、税制特例措置の適用対象となり得る場合には、これを見込んでVFMの算定・公表を行うものとする。

- (4) 民間事業者の募集に当たって、管理者等は、実施方針公表時と同様に、当該事業において税制特例措置の適用対象となり得る旨を入札説明書等において公表するものとする。

なお、入札説明書等においては、入札参加者は特例措置の適用を受けることを前提とした提案書を作成する旨を明記し、また、当該税制特例措置の実際の適用の有無に係るリスク分担の在り方については、あらかじめ検討し、できる限り規定しておくことが望ましい。

- (5) 協定等の締結等に当たって、管理者等は、当該税制特例措置の実際の適用の有無に係るリスク分担の在り方については、あらかじめ検討し、できる限り協定等で取り決めておくことが望ましい。

- (6) 管理者等は、選定事業者がPFI事業により税制特例措置の適用対象となる固定資産を取得したときは、都道府県及び市町村の税務当局による課税処分が行われる前に、当該PFI事業が「法律の規定により、その事務又は事業として実施するもの」に該当する旨、証明するものとする。この場合において、管理者等は、対象事業を特定の上、当該事業が要件に該当する旨を記載した証明書を、選定事業者に対

して交付するものとする。

- ( 7 ) 管理者等は、選定事業者が当該事業の実施される都道府県及び市町村の税務当局へ税制特例措置の適用を申し出る際は、( 6 )により交付された証明書のほか、実施方針、入札説明書、管理者等と選定事業者の間で締結した協定等を添付させることとする。
- ( 8 ) 本申合せ前に実施方針を公表した事業における手続きについては、上記の限りではない。

(参 考)

### 実施方針における記載例

#### 税制上の措置に関する事項

本事業は、（該当する法律及び条項号）の規定により、（公共施設等の管理者等の名称）がその事務又は事業として実施するものに該当し得る。

加えて、本事業は、地方税法施行令附則第7条第24項に掲げる要件に該当し、かつ、（特例措置の対象となる施設名等）は、地方税法施行令附則第7条第25項各号に掲げるもの以外のものであることから、税制上の措置として、地方税法附則第11条第25項に基づく不動産取得税の特例措置の適用対象となり得る。

また、本事業は、地方税法施行令附則第11条第69項に掲げる要件に該当し、かつ、（特例措置の対象となる施設名等）は、地方税法施行令附則第11条第70項各号に掲げるもの以外のものであることから、税制上の措置として、地方税法附則第15条第51項の規定に基づく固定資産税及び都市計画税の特例措置の適用対象となり得る。

### 証明書（様式例）

（証明番号又は文書番号）

第 号

平成 年 月 日

（選定事業者の名称）殿

本事業は、（該当する法律及び条項号）の規定により、（公共施設等の管理者等の名称）がその事務又は事業として実施するものであることを証明する。

（公共施設等の管理者等の名称） 印